

## 「南小国町有害鳥獣対策補助金」について (電気柵等の購入に係る補助事業)

有害鳥獣による農作物被害軽減のための捕獲と防除を一体的に実施し、効果を発揮するための設備購入に係る費用の一部を助成します。

### ◎交付対象となる方について（次の要件を満たすこと）

- ・南小国町内に農地を有し、農作物を栽培している方  
※農業委員会の許可や町、牧野組合等との賃貸借契約を締結し、借り受けている農地も含まれます。

### ◎補助の対象となる機材について

- ・年度内において①のうちいずれか1種類（数量の制限はなし）

①電気柵、電気柵の電源となる太陽電池、侵入防止柵、侵入防止ネット

②わな、その部品

※有害鳥獣の捕獲を行う者は①と②を補助の対象とする。

※①と②と同様の設備を自ら作成する際の原材料費は補助対象外

※送料、消耗品、電気柵の支柱などの資材（本体購入時に付随するものは除く）は補助対象外

### ◎補助金額について

- ・電気柵等の購入費 1 / 2以内

※補助上限

わな（部品）	8万円
侵入防止柵	6万円
電気柵、太陽電池、侵入防止ネット	4万円
電気柵の支柱及び線	2万円

※複数を購入した場合でも年度内の補助上限は上記の金額内の補助となります。

### ◎補助金交付までの流れについて

#### 1 機材の購入及び設置（申請者）

購入する際は、

- ・購入した機材のパンフレット（写し可）
- ・領収書（機材名、単価、数量が分かるもの）「〇〇一式は不可」

購入後は、

- ・購入した機材の一式を並べて写真を撮る
- ・ほ場に設置したことが分かる写真を撮る（全景、近景をそれぞれ撮影）

#### 2 交付申請書の提出（申請者→町農林課）

【必要な書類】同意書、設置箇所位置図、購入機材・ほ場の写真、機材のカタログ、領収書（機材名、単価、数量の記載があるもの）

#### 3 交付決定（町農林課→申請者）

#### 4 請求書の提出（補助事業者→町農林課）

#### 5 補助金交付（町農林課→補助事業者）

### ◎注意点

予算の範囲内での補助金交付となりますので、購入・設置を行う際は事前に役場農林課林政係までお尋ねください。

問い合わせ先：南小国町役場 農林課 電話（0967）42-1144